

指 定 学 校 変 更 承 認 基 準

1. 学校教育法施行令第8条に規定する指定学校変更について、保護者の申出により基準表のとおり処理する。
2. 幼稚園入園についてもこの基準を準用する。
3. その他の必要な事項は所管課長が定める。
4. この基準は、平成26年12月1日から施行する

※指定学校変更に伴う児童生徒の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定学校変更に関しては就学する学校運営に支障が無い場合において許可されることとする。

区分	承認要件	対象学年	承認期間	変更可能な学校	提出書類
① 留守家庭	①両親共働きによる日中留守家庭のため、下校後に祖父母宅に預ける場合 ※預かる方もご一緒に申請に来て下さい。（本人確認・意思確認を行います。） ②両親共働きによる日中留守家庭のため、保護者の職場近くの学校に変更する場合	小学校 全学年	卒業まで	預かり先の所在する通学区域の学校	・指定学校変更申請書 ・勤務証明書 ・児童預かり証明書
② 校区外転居	校区外転居にて学校区が変わる場合。	全学年	卒業まで	在学している学校	・指定学校変更申請書
③ 兄弟姉妹 関係	兄弟姉妹が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められる。	小・中学校 入学時	卒業まで	兄姉が在学している学校	・指定学校変更申請書
④ 転居予定	転居予定、又は住宅建築中等によりすぐには転居できないため転居予定地の学校へ前もって就学したい場合。	全学年	転居予定の末日まで	転居予定地の学校	・指定学校変更申請書 ・転居確認申立書 ・建築確認申立書
⑤ 指定園変更 園児の 小学校入学	指定園変更している園児が小学校に入学する際、卒園する小学校区から進学できる小学校を希望する場合。	小学校 入学時	小学校 卒業まで	卒園する小学校区から進学できる指定小学校	・指定学校変更申請書
※但し、⑤については幼・小・中学校統廃合検討委員会で基準が決定された場合は幼・小・中学校統廃合検討委員会の基準を優先する。					
⑥ 指定学校変更 児童の 中学校入学	指定学校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区から進学できる中学校を希望する場合。	中学校 入学時	中学校 卒業まで	卒業する小学校区から進学できる指定中学校	・指定学校変更申請書